

浄法寺居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人二戸市社会福祉協議会が開設する浄法寺居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

2 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の心身の状況その他置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。

3 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保険施設への入所を希望する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 浄法寺居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 岩手県二戸市浄法寺町小池 3 番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅

介護支援の提供に当たるものとする。

(2) 介護支援専門員 4 名以上

介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日とする。

(2) 営業時間 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

(3) 営業時間外においても電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容及び利用料)

第 6 条 居宅介護支援の内容は次のとおりとし、居宅介護サービス計画費は、計画作成をうける旨をあらかじめ市町村に届け出て、被保険者証を提示してサービスをうけることで、利用者の自己負担はないものとする。

2 居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画作成の支援

(2) 経過観察及び再評価

(3) 施設入所への支援

(4) 居宅サービス計画の変更

(5) 要介護認定等の申請に係る援助

(居宅介護支援の提供方法)

第 7 条 居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 利用者の自宅及び事業所等

(2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン他

(3) サービス担当者会議の開催場所 利用者の自宅及び事業所等

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月 1 回以上

2 事業の運営に関する基準

(1) 介護支援専門員は居宅サービス計画の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握に当たっては、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこととする。

①月に一回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

②月に一回以上、実情状況の把握の結果を記録する。

(2) 介護支援専門員は、原則として、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービスの原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める

ものとする。ただし、次に掲げる場合については、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催しなければならない。

- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ② 要介護更新認定を受けた場合
- ③ 要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- ④ やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 8 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止等適正化委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 虐待の防止に関する責任者の選定及び設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第 9 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための感染対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 10 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(秘密保持等)

第 11 条 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容のものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施地域は、二戸市の区域とする。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 2 カ月以内
- (2) 継続研修 年 3 回

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人二戸市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 5 月 27 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 5 月 27 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。